南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業
認定審査会実施要領

第 1 条（目的）

本要領は、南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第 6 条及び南阿蘇村企業版ふるさと納税活用支援事業認定審査会設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、地域再生計画に位置付けられた事業に取り組む民間事業者からの補助対象事業認定申請に対する審査（以下「認定審査」という。）を公正、円滑かつ厳正に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（審査会の役割及び対象事業）

1. 認定審査会（以下「審査会」という。）は、申請事業者から提出された事業計画書等及びプレゼンテーション内容に基づき、交付要綱第 3 条に規定する補助対象事業としての妥当性及び適切性を総合的に審査し、その結果を村長に報告するものとする。
2. 審査の対象となる事業は、村が定める認定地域再生計画（第 3 期南阿蘇村まち・ひと・しごと創生推進計画）に掲げる「稼ぐ力と付加価値を高めた力強い経済の創生事業」、「安心して働き、暮らせる生活環境の創生事業」及び「選ばれる村の創生事業」に寄与する民間事業者の取り組みとする。

第 3 条（審査会の構成及び運営）

1. 審査会は、設置要綱第 3 条の規定に基づき、次に掲げる委員をもって構成する。
 (1) 委員長：副村長
 (2) 副委員長：総務課長
 (3) 委員：政策観光課長
 (4) 委員：審査の対象となる事業に関連する事務事業を所管する課長
 (5) 委員：その他村長が必要と認めた者
2. 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3. 委員長は、必要と認めるときは、審査会に申請事業者関係者その他の者の出席を求め、意見若し

くは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
4. 審査会の事務局は、政策観光課において処理する。

第 4 条（事業公募及び審査スケジュール）

令和 8 年度における補助対象事業の公募、認定審査及び寄附受入等の実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項目・工程	実施時期・期間	主な実施内容・留意事項
事業公募の開始	令和 8 年 11 月 2 日（火）	村ホームページ等にて公募要領及び申請様式を公表・受付開始
申請書の受付期間	令和 8 年 11 月 2 日（火）～ 11 月 13 日（金）	認定申請書（様式第 1 号）、事業計画書（様式第 2 号）、収支予算書（様式第 3 号）等の提出
認定審査会（プレゼン）	令和 8 年 12 月上旬	申請事業者によるプレゼンテーション及び審査委員による質疑・評価の実施
審査結果通知・認定	令和 8 年 12 月中旬	村長による認定・不認定決定通知書（様式第 5 号）の送付及び村 HP での寄附募集開始
企業版ふるさと納税受付	令和 9 年 1 月 ～ 3 月	全国の賛同企業からの寄附金（企業版ふるさと納税）の募集・受入確定
寄付額確定・補助金交付手続	令和 9 年 3 月	寄付金決定通知、交付申請

第 5 条（補助金の交付上限額及び財源構造）

1. 本補助金の交付上限額は、認定事業に対して実際に集まった企業版ふるさと納税（寄附金）確定額の 10 分の 9（90%）に相当する額とする（100 円未満切り捨て）。
2. 寄附確定額が目標金額に達しない場合においても、認定事業者は事業計画の変更又は縮小等により事業を実施しなければならない（交付要綱第 6 条第 2 項）。
3. 残り 10%に相当する寄附金は、村のふるさと応援基金に積み立てられ、本事業の適切な管理運営経費等に充当される。

第 6 条（審査基準及び評価項目）

審査会における採点は、合計 100 点満点とし、以下の 5 つの審査基準及び配点に基づいて厳正に行う。

審査基準（基準項目）	配点	具体的内容・着眼点
① 地域再生計画との適合性	20 点	・南阿蘇村の地域再生計画（第 3 期まち・ひと・しごと創生推進計画）の目標及び具体的な施策内容と合致しているか。 ・村の地域課題解決や将来像の実現に直結する内容となっているか。
② 企画力	20 点	・事業のコンセプトやアイデアに独自性・先進性・革新性があるか。 ・具体的かつ実現可能性の高い取り組み内容及び実施手法が提示されているか。
③ 地域への貢献度	20 点	・地域経済の活性化、雇用機会の創出、観光振興、生活環境改善等への波及効果が高いか。 ・地域住民や地元事業者との連携・協働体制が確保されているか。
④ 業務遂行力	20 点	・事業を安定かつ確実に遂行するための組織体制、専門性、過去の実績を有しているか。 ・事業実施スケジュール及び目標達成プロセスが妥当かつ計画的であるか。
⑤ 経費の妥当性	20 点	・収支予算の積算根拠が明瞭であり、不当・過大な経費（交際費や適正でない取引等）が含まれていないか。 ・事業内容に対して経費配分が効率的かつ適切であるか。

第 7 条（審査手順及び認定基準）

1. 審査は、申請書類に基づく書面審査及び 1 事業者あたり 30 分程度（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）のプレゼンテーション審査により行う。
2. 各審査委員は、第 6 条に定める審査基準に従い各項目 20 点（合計 100 点）で採点を行う。
3. 委員全員の評価点の平均値が 60 点（最低基準点）以上であり、かつ出席委員の過半数の賛成を得た事業を「認定候補事業」とする。
4. 審査会は、認定審査の評価結果及び意見を取りまとめ、認定審査結果報告書を作成の上、速やかに村長へ報告する。

第 8 条（公平性の確保及び守秘義務）

1. 審査会は非公開とし、審査の過程及び評価内容は公表しない。
2. 審査委員及び事務局員は、審査に関して知り得た情報の秘密を保持しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。
3. 審査委員が申請事業者と直接的な利害関係を有する場合、当該事業者の審査には加わることができない。

第 9 条（補足事項）

本要領に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。